

京都市訓令甲第 18 号

庁 中 一 般

区 役 所

事 業 所

京都市職員の特例退職等に関する規程の一部を次のように改正する。

令和6年3月29日

京都市長 松井孝治

第2条中「京都市職員の定年等に関する条例第2条の規定による退職の日」を「60歳（医療職給料表適用職員にあつては、65歳）に達した日以後における最初の3月31日」に改める。

附則第2項中「場合における」の右に「第2条及び」を加え、「同条中」を「第2条中「50歳（京都市職員給与条例別表第1の2の給料表の適用を受ける職員（以下「医療職給料表適用職員」という。）にあつては、55歳）以上の職員に係る退職（退職の日の年齢が59歳6月（医療職給料表適用職員にあつては、64歳6月）以上である職員にあつては、60歳（医療職給料表適用職員にあつては、65歳）に達した日以後における最初の3月31日前1年以前の退職に限る。））」とあるのは「京都市職員の定年等に関する条例第7条に規定する管理監督職勤務上限年齢に達する日以後における最初の3月31日（同条例第9条各項の規定により異動期間（同条第1項に規定する異動期間をいう。以下この条において同じ。）（同条各項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した場合にあつては、当該異動期間の末日の前日）の退職」と、第3条中に、「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数」を「退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの年数（当該年数に1年未満の端数が生じた場合においては、その端数が6月以上であるときはこれを1年とし、6月未満であるときはこれを切り捨てる。））」に改める。

附則別表中「定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する」を「退職の日の翌日から定年に達する日以後における最初の3月31日までの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 この訓令による改正後の京都市職員の特例退職等に関する規程の規定は、この訓令の施行の日以後に退職する職員について適用し、同日前に退職した職員については、なお従前の例による。

(行財政局人事部給与課)